

山崎郷土叢

No. 56

55.12.26

兵庫県赤粟郡
山崎町教育委員会内
山崎郷土研究会
電話②2000

近世初頭の山崎藩(十六)

島田清

二、池田輝澄時代(統十五)

○池田家の家中騒動(2)

(1) 山崎藩松平家(池田家)の家中

騒動と資料

「お家騒動」は現代にもあり、時折り、新聞や雑誌に報道され、また、小説やドラマにつくられる。

江戸時代は、「封建社会」という枠内にあっただけ、「お家騒動」も多かった。大名の場合は、その家の浮沈に大きく関係するし、取り潰しを受けた場合は家中武士

目次

近世初頭の山崎藩(十六)……………島田清……………	一
衣坂叶え地蔵の由来……………衣坂地蔵奉賛会……………	七
町大年寄志波吉右衛門御用録……………堀口春夫……………	八
山崎城跡発掘調査…………………………	十二
史跡部だより…………………………	十三

全員が失職する。重大な社会問題とされたゆえである。初代山崎藩主松平家(池田氏)の場合もちろん同様だ。時期が早いため、資料が多く残っていないが、同じ県下のお家騒動でも、但馬出石藩主仙石家のものになると、全国の人びとから注目され、判決文を次から次へと写されたばかりでなく、小説・実録・狂歌・川柳と、各種の文芸作品につくられた。「天保七年」という時代「化政時代」、あるいは「大御所時代」の名で呼ばれる大江戸文化の爛熟時代がそのような結果を生んだわけであるが、事件そのものの内容に、こうした方面へ発展する要素を多くもっていたことも事実だ。それに比べると、山崎藩の場合は、要素的に及ばないし、時代の様相も違う。資料が少ないのは、こうしたことに原因するわ

けで、さきに掲げた『存採叢書』の一文は、それだけ貴重だ、ということが出来る。ただし、誤りがないわけではない。次に、そうしたことの訂正を含めつつ、事件の背景となる基本的な問題、すなわち、家臣団の構成から始めて、結局は新参・古参の対立・抗争が主家を潰すこととなった過程を述べてみようと思う。

(2) 江戸時代における「軍役制度」

と山崎藩

武家政権が成立すれば、それを維持する軍事力の確保が要請される。江戸幕府は、このために、幕府成立直後の慶長八年（一六〇三）、軍事力確保のための規定を公布した。すなわち、慶長一〇年八月、知行高五千石の者には、鉄砲一〇、鎗五〇、弓五、旗三、騎士七、の軍役を課している。

慶長一九年大阪冬の陣が起こり、翌元和元年、夏の陣が起こった。このとき公布された新しい軍役規定は、さきの規定にある鎗を半減して二五、旗も一本減じて二本にした。そして、同時に、一万石の軍役を新しく定めた。すなわち、鉄砲二〇、鎗五〇、弓一〇、旗三、騎士一四、とするもので、鉄砲・弓・騎士がそれぞれ二倍になっているのに、鎗・旗が同数である点に注意せねばならぬ。

なお、この時、石高に応じて軍陣扶持の人数割が定められた。これは、一〇〇石から一万石まで六十七段階に分けられていて、一万石に対する人数は三〇〇となっている。

次で、元和九年、將軍秀忠は家光とともに上洛した。この折、供奉の者に宛行う扶持人数を規定し、一万石は一五〇、二万石は三〇〇、三万石は四五〇、とした。

寛永九年、秀忠は薨じ、家光が第三代の將軍となった。翌一〇年、家光は軍役の制を改め、千石から十万石まで、二十八段階に分けた軍役表を公布し、軍役の体系を整備した。左に、一万石より六万石までのものを表示してみよう。

石高	鎗	弓	銃	旗	馬上
一万石	三〇	一〇	二〇	三	一〇
二万石	五〇	二〇	五〇	五	二〇
三万石	七〇	二〇	八〇	五	三五
四万石	七〇	三〇	一二〇	一〇	四五
五万石	九〇	三〇	一五〇	一〇	七〇
六万石	九〇	三〇	一七〇	一五	九〇

時計・めがね・宝石
津村時計店
 中央通り・☎②0355

元和時代に比べて負担がやや軽減されているのは、戦乱がやみ、漸く泰平な世となったためであろう。

松平輝澄が初めて山崎藩主となった元和元年には、前記の規定に基づく三万石の家臣団が編成された筈である。ただし、この時の家臣団は、この年以前、既に池田家の家臣団であったものを引き抜き、適当に編成したもので、新規に召し抱えるものがあつたとしても、その数は、おそらく、僅かであつたろう。

ところが、寛永八年、輝澄が佐用郡を加賜され、六万三千石の封禄を受けるようになった時は事情が違ふ。すなわち、新規加増の二万五千石に相当する軍役を整えねばならぬわけだ。家中の二、三男から抜擢することも、もちろん行われたであろう。しかし、その数はいうまでもなく僅少だ。結局は、浪人多数を召抱えることとなつたに違ひない。元和五年に改易された安芸広島藩主福島正則（四九万石余）、続く六年の筑後久留米藩主田中吉政（三二万石）改易、さらに、同八年の出羽山形藩主最上義俊（五二万石）、同九年の越前福井藩主松平忠直（六七万石）、寛永四年の会津若松藩主蒲生忠郷（六〇万石）、九年の肥後熊本藩主加藤忠広（五一万石余）と駿河府中の徳川忠長（五五万石）など、この時代は、大名取潰しが頻発している。山崎藩主松平輝澄が、二万五千石相当の家臣団をつくるには、まことに好都合な時期で

あつた。

(3)

山崎藩松平家（池田氏）家臣団の残像

元和八年、六万三千石となった松平輝澄が、石高相当の軍役を果すために再編成した家臣団の実態はどのようなものであつたろうか。是非、明らかにしたいことである。しかし、現在では、不可能のようだ。それは、この時の資料が残されていないからで、取り潰しの処置を受けたとき、それ以前の書類は放棄されてしまったのであろう。もし、何かの都合で、写し取られていたりすると救われるわけで、世間にはそうしたことも間々ある。しかし、山崎藩主松平家の場合には、それもない。したがつて、このことは絶望と見なければなるまい。それでは、このときの家臣団については、何もわからないのか、

新才会ピアノ教室

山崎町庄能119の11
電話 ② 3 6 8 6

書道用品・結納用品

志水成文堂

山崎町さつき通り1丁目
☎ ② 0547・4305

と尋ねられると、「多少、わかることがある」と答えることができる。これは、次のような事情からだ。

松平輝澄は、これから述べる家中騒動の責任を負って、六万三千石の家禄を召し上げられた。しかし、東照神君の外孫である関係から一万石の勘忍料をもらった。そのため、一万石軍役に相当する家臣団を残すことができたわけで、この家臣団が、六万三千石時代の家臣中から選ばれ残されたことははっきりしている。私は、この家臣団を、「山崎藩主時代家臣団の残像」ということばで呼んでいいと思う。寛永一七年、取り潰しに逢ったとき、輝澄は、この家臣団を従え、甥に当る鳥取藩主松平光仲に預けられた。そして、その領内において一万石を食むこととなったのである。

輝澄の死後、嗣子政直は家督をつぎ、播磨国神崎郡に移されて福本藩と称した。このときの家臣団は、すなわち、さきに述べた山崎藩主松平輝澄家臣団の一部「残像」である。さいわい、輝澄の歿後五三年目、山崎藩が取り潰されてからは七五年後にあたる正徳五年（一七一五）当時の「福本藩分限帳」―「職員録」―が残っている。このので掲げてみよう。

家 老 大塚孫右衛門義登 二〇〇石

同 関口十兵衛孝滋 一五〇石

家 老 本城八左衛門次正 一〇〇石

側用人 岩本庄蔵氏貞 七〇石 近習詰之者支配

同 西崎彦兵衛品常 六〇石 同、並勝手方

同 谷田角左衛門久重 八〇石

裏判役 奥田久太夫利以 徒士組預り

江戸留守居 内井太左衛門利吉 八〇石 同

同 野崎次太信庸 七〇石

領内惣奉行 浅場文左衛門重春 勝手方、足輕組預り

同 高松弥九郎勝言 五〇石

同 都筑市左衛門方実 六〇石

江戸裏判役 内藤権平重直 奥方御用掛

大目付役 森岡新左衛門義信 勝手方諸事用掛

寺社奉行 前野九兵衛清重 金銀預り、徒士組預り

大目付役 能勢郷助宗則 勝手方諸事用掛、同

食料品一切卸問屋

寺田商店

山崎町紺屋町・☎②0005

和洋酒・食料品

城内商店

山崎町東鹿沢・☎②0369

美術・工芸・画材 いとう画廊

山崎町出水町通り
☎ ② 0371

加藤七左衛門次房

二人扶持・切米一〇俵

勘定方 加藤猪兵衛次義

二人扶持・切米一一俵

米蔵奉行 田中安左衛門定義

二人扶持・切米一〇俵

勘定方 田中六三郎為清

二人扶持

料理人 小林伝内

二人扶持・切米一〇俵

江戸
買物奉行

坂口惣七重成

二人扶持・切米一五俵

有本武太夫長房

三人扶持・切米一〇俵

角谷一藤次信次

二人扶持・切米一〇俵

下村五斎

一人扶持

清瀬遊口

一人扶持

内井太左衛門組

徒目付、
世話焼兼

林 又六直義

二人扶持・切米一二俵

世話焼

竹木田清九郎行重

二人扶持・切米一〇俵

前川伝右衛門貞之

二人扶持・切米一〇俵

中村喜兵衛治定

二人扶持・切米九俵

作事奉行

中村藤七定通

二人扶持・切米一〇俵

山田彦右衛門恒之

二人扶持・切米一〇俵

前野九兵衛組

羽岡仁左衛門清通 二人扶持・切米九俵

羽岡武右衛門中重 二人扶持・切米九俵

和田金右衛門好寛 二人扶持・切米一〇俵

小林次郎左衛門吉則 二人扶持・切米九俵

野関久弥清次 二人扶持・切米八俵

台所奉行、
並世話焼

野崎勘兵衛貞信 二人扶持・切米一四俵余

世話焼 羽岡伝左衛門忠吉 二人扶持・切米一〇俵

羽岡作兵衛忠利 二人扶持・切米一〇俵

鹿 仁太夫吉道 二人扶持・切米一二俵

石場又兵衛兼通 二人扶持・切米一〇俵

森本長左衛門元成 二人扶持・切米九俵

作事奉行 中野茂兵衛重行 二人扶持・切米八俵

緑川貞六清則 二人扶持・切米一〇俵

太田伝蔵道昭 二人扶持・切米一〇俵

溝口万蔵斎 一人扶持

能勢郷助組

徒目付、
世話焼兼 本郷雲平親信 二人扶持・切米一三俵

台所奉行、
並世話焼 溝口岡右衛門時貞 二人扶持・切米一〇俵

江戸
台所奉行 石野九兵衛清重 二人扶持・切米一〇俵

有本助右衛門房安 三人扶持・切米一五俵

原田甚七常直 二人扶持・切米一〇俵
 雀部久兵衛頼長 二人扶持・切米一〇俵
 作谷久賀清信 二人扶持・切米八俵
 鹿田是口吉勝 一人扶持

ここに掲げられた人たちは、その年代からみて、山崎に在藩した人びとの子か孫に当るのであろう。また、石高が、山崎当時、もっと多かつたことは当然で、一万石の家中におさまるために、大幅に削減されたのである。

衣坂叶之地蔵の由来

衣坂地蔵奉賛会

衣坂の叶え地蔵は幕藩時代、鳥ノ町（籠ノ町）折れ口の番所を東に、出石口から大神宮の参道を今宿村へ降りる才蓮寺畑に埋れていたといわれている。そのまぼろしの寺より掘出し祭られた地蔵尊には天正丑年八月（天正丑年・一五七七年）淫室知題信女と印され当町では最も古い地蔵の一つで、有難いご利やくの伝承がある。

明治も後期西新町の松本某女の夢枕に、慈悲深かそうな僧が立ち才蓮寺地内に埋れている吾を地上へ！そして北向に祭り賜え！との願いに驚き、早速才蓮寺畑を

訪ね、三名の人夫を雇い掘りさがしたが見当らず、その夜も再度の夢枕、翌日も掘訪ねたが見出せなかった。更に次の夜は御苦勞さま今少し横をとのお声に、左右を訪問すると、地上よりは見えないが鍬の音が近いと！一同は増々はげみ三日目の夕、地下三尺の深みにやさしいお姿を発見、上溝沿いの今宿村に行く藪かげの道端に手あつく祭られた。

地蔵さんは宗派を越えた、六道を巡り苦しむ庶民と同行の救いの仏であり、悪業を転じて善行への願を叶えるのが本願だといわれている。この才蓮寺地蔵も亦一粒の米や豆のお供と、一文のお賽銭で願い事を叶える靈驗高い地蔵となり、線香の煙やローソクの灯は絶えることがなかった。ところが今宿村の某が、おれの往來のこの道が線香くさくて目ざわりと、地蔵を担ぎ附近の水門に投げ真二つに割

れたといわれている。その崇りの為か不幸が続き悔悟新道端に境内を寄進、ほか今宿村の同志十二名の方々

純喫茶
エンゼル
 山崎町山田・☎②0909

毎日の健康に
 玄米入食パンを!!
松原商店
 中央通り・☎②0077

が世話人となり、現在地にお堂が建立されたといわれている。

昭和四年八月本堂新築世話人

今宿井口賢二 鴻野口谷口まつ の 富士ノ町下多佐吉

今宿福井伝吉 富士ノ町福田久治 今宿大前勝太郎

今宿高瀬安兵衛 中広瀬安原寅二郎 今宿吉田増太郎

今宿森元宇太郎 中田恭太郎 今宿栗下ハル

富士ノ町上木さみゑ

それ以前明治の中頃、大神宮前より今宿村に行く旧道が廃され今の新道が新設されると共に、下川に設けられた洗濯場は、富士野町鴻野町をはじめ旧町東部の主婦の集いの語り場となり、霊験あらたかな叶え地蔵の信仰と結び、衣坂の地名となったのも意味のあることと思われる。更に戦後永井氏の用地寄進に依り境内は広がり、子供の遊び場も併置され、山崎東部のこよない大衆信仰の憩いの場でもある。この衣坂お地蔵さんは、格別有難い地蔵と聞いて居り願いごと一つは必ず聞いていただけたとの伝説があります。お世話する方々は皆幸福になられて居ると聞いております。

町大年寄志波吉右衛門

御用録(控)

堀口春夫

安政四年九

月朔日晴

新助(当直

の歩行(小使

ノ事)

一、御奉行様

エ当日御礼

三人同道ニ

テ罷出候。

一、月番吉右衛門相勤候段御届ケ申候

一、西武間様御月番

九月二日晴 幸七

一、八幡宮宝蔵 宝もの風入明後四日ニ致候様大塚舎人

エ幸七に申遣し承知之段申揚ケ候、右之段同役兩人江

申遣候、一、橋屋佐太郎右風入ニ相出候様申遣候。一、

風入人足町々差出し候様歩行エ申付ル

乍_レ恐口上

一、金七両 辰己屋治兵衛

小玉少々 所持

銭札式百七、八十目諸々取集ノ物書類預帳箱ニ入り

右之通り九月朔日夜取盗申候由辰己屋治兵衛より届出

申候吟味御願丈も申上候得共為念御届ケ奉申上候以上

己九月二日

北魚町

和洋酒食料品販売
八百福商店
 山崎町山田・☎②0413

和洋酒食料品} 卸問屋
三輪又商店
 TEL②1173

年寄広岡屋治郎助

月番 当り

一、辰治へ何金何両猶又札も調置候様申遣候。一、明後四日宝蔵風入之事。

三日 曇

九助

一、御会所エ御兩所御出勤銘々三人とも出勤。

一、今宿村エ夫人宇原村徳蔵七月十五日江戸表ニ而出奔

一、辰治金子之事、一、俵屋古米之事、一とせ除帳御聞届ケ

届ケ

一、北条様六日御宿り御先触参り安志エ元屋金右衛門ニ

為持遣ス

四日 晴

一、八幡宮ノ宝物風入三人同道ニて罷出候步行三人並町方より昼前人足五人昼後六人罷出候

一、はし屋佐太郎刀手入並ニ書方ニお出し

一、西御奉行様内々拜見被成候、

右ハ午後無滞宝蔵エ人夫より銘

々三人はし屋外ニ歩三人エ大塚

より酒飯差出し又申半刻頃引取

候、一、夕方町会所エ三人外ニ

直助庄右衛門治郎介五郎衛門罷

出御代官御通行取斗談事致候

株式会社 安井書店

宍粟郡山崎町山崎90
山崎②0700(代)

五日 晴

新助代幸七

一、当朔日夜辰治エ忍入申盗室津ニて召捕昨晩帰り候由届出其段西武間様へ取次常吉ヲ以御届ケ申候

一、御番所触御請印形取之日

六日 晴

九助

一、町会所エ三人とも罷出生の御代官御通行持差図致

外ニ 年番直助

御本陣亭主治四郎

昼後同五郎衛門

年番庄右衛門

人足五人 步行三人

一、右御代官様申ノ下刻無滞御着夕方西武間様御挨拶ニ御出被成銘々三人御出迎御見立申候

一、正寅刻無滞御出立同刻より小雨

七日朝雨天 己頃晴午後小雨未より晴 幸七

一、御代官様無滞御出立被成候段西武間様へ御届ケ申候

一、当三日作蔵より請取候御触書同人エ幸七ニ為持遣候

八日 晴 新助

一、御会所御兩所様御出勤平瀬今日出勤妹尾不勤 格別

之御用も無之己ノ半刻頃引取候

九日 晴 九助代新助

一、御役人様方エ三人同道ニて御礼罷出候

一、八幡宮参指致候

楠風閣式場指定店
 補農協会館
 婚礼出張
堀口写真館
 山崎中央商店街・☎②0934

一、山崎町役人十一日御召出し御差紙米田屋直助エ大坂にて甚十郎より差上候四人手紙ニ徳久屋平九郎之事届申参り候段右直助より申参り候ニ付平九郎直達之事故同人並ニ山田町年寄卯兵衛へ右之段新助ニ申遣候猶又銀札今日五分飛脚任かせ直助取かへ相成候間相渡候様申遣候

一、能舞台鏡之間祭礼迄ニ取繕候様年番直助へ新助ニ申遣候

十日 晴

幸七

十一日 晴

新助代九助

十二日 晴

九助

一、秋田様より御使平山伝左衛門殿被参八幡宮祭礼之節足輕休足所引もの当年ハ差懸り候事故町方ヨリ差出し呉候様例ニハ不致と被仰越候ニ付其通之儀ハ当番持ニ有之候間被仰出ノ趣可申聞と御意申上候、右之趣九助ヲ以当年寄治郎介治郎衛門庄右衛門エ申遣候

一、御銀主大坂千草屋宗十郎之番頭八月繁八之大病之由多賀様より平瀬エ為御知有之御上様ニも八幡宮にて二夜三日之御祈祷有之右ニ付町方も相勤候而可然御内意も有之ニ付年番年寄直助呼相談致繁八元ハ法華宗之事

故妙勝寺相頼候事ニ談事浩致候吉右衛門より相頼呉候様申事ニ付今日より御頼申明後十四日八ツ時頃迄ニ御祈祷御札と御府三まい御認被下度手紙にて申遣候尤御札ハ拾貳位と内々申上候

一、尾上屋安兵衛右繁八之平癒之御祈祷有之ニ付明夕講中ヨリ御項目条行致被下度儀相談手紙遣し承知ニ有之候

十三日 晴

幸七代九助

一、田方見分ニ付御会所無之昼後新助

一、武間様へ酒造込數願差上候処御預り置夕方近年振合も有之候間昨年之通り相心得候様被仰其段年寄五郎右衛門、直助エ新助ニ申達ス

一、末頃より同役同道にて祭礼拵見分罷出当年寄之内治郎右エ門、罷出候右行かけニ会所エ立より年番直助庄右衛門並元年寄之内治郎右衛門外徳兵衛卯兵衛呼昨日秋田様より被仰下候足輕衆敷もの之儀申談浩候処先年より仕来り弁当所ニ式まい外ニ地うたん分壹枚此ハ当年丈ケ御用達候事ニ致候

一、夕方武間様へ罷出得御意秋田様より昨日被仰下候敷もの儀御同人様エ可申上筈ニ候得ども近日御出府左候て明年祭礼之節も御留守左候ニ付罷出候段申上候処武間様より申出ハ敷もの四五まい有之処貸呉不申候間貸候様御達候事と御意ニ付吉右衛門より昨日承り候とハ

少々違も有之哉ニ存候何分先年より致来り之御数と外ニ忝枚地うたんの分有之此分ハ入用事も御断申上候も恐入候間此忝枚当年丈ケ御用立候様当元申候段申上候処右様相成候て宜敷と御意被成猶又大塚より忝三枚ハ差出し候間忝忝枚不足ノ分ハ自分ヨリ拵候様被仰候、左候て大塚より出し来と吉右衛門より申上候、猶都合三枚手当致候段申上置候外ニ在当元より筵忝束つつ手ニ出し来る之事申上候

一、武間様にて申上候事紺屋町年寄庄右衛門へ相違候
一、同役兩人並年寄直助庄右衛門エ敷ものの儀猶能く参り委細ハ貴殿ニ可申と新助へ申遣候

一、西新町より子供屋台被仰出し此度申出其段申上御聞置

十四日 晴

新助

一、右家台御聞届ケ之段川崎良之助殿御使にて被仰下候其段五郎右衛門エ新助申遣候

一、御惣頭安原清右衛門様より御使下村儀兵衛殿被参八幡宮祭礼ニ付例年之通り取斗呉候様御使有之候其段当元之内広岡也治郎助へ申遣候夫新助

一、西新町子供屋台御聞届候其段吉右衛門へ申遣候

十五日 曇時々雨

九助

一、少し雨降候得とも天氣之様子故八幡宮エ出勤と存居候処へ御月番武間様より出勤致候様被仰下其段同役エ

申遣候三人とも出勤致御侍請申御出役

御奉行武間様

大目附桑田民也様

御徒士目付山部喜兵衛様

一、神馬上納相済候処雨降出し申ニ付当元年寄エ在方当元エ相談致子供三役当り引とらせ相仕返事申右落合候て其段可申出御奉行所申上ルト相違候処程無当元締江戸屋庄右衛門参り右落合候由申ニ付前書之趣武間様申上候処下方勝手宜敷様可取斗と御意有之追々降出申故三役子供共相済候

一、午刻少し過御役人御引取御見立申引続今日御大儀ニ相成候御礼と御月番武間様大目附桑田様御徒士目付山部様へ三人同道にて罷出候

一、同役平瀬弁当番ニ付同家エ妹尾今日参り今日之手当五百にて一杯斗り候はし屋書方ニ今日相頼居候ニ付同人も呼一盃差出候

十六日 雨天

幸七

一、上郡御役所より当御奉行様え、白木御箱参り御月番武間様へ幸七ニ為持上候

十七日 快晴

新介

十八日 晴

九助

一、前野善太夫須賀村より米引取

一、津善、前野、田伊、進藤、壺善、壺柳

右新酒造込届候

一、稻作御見分ニ付御会所エ御出勤無之

十九日 晴

幸七

廿日

新助

廿一日

九助

一、町会所エ平セ今日出勤妹尾即ち格別御用向無之己刻

内近引取候

一、千草屋伝六郎同居

廿二日 晴

幸七

廿三日 曇

新助

一、御会所御三人御出勤銘々三人出勤

一、御代官様御通行入用手形妹尾今日ノ分上ケ置

一、小原屋初五郎縁談御届候

一、質銭書

一、五十波屋庄兵衛煉土届ケ

一、米田屋新兵衛大坂盜賊方差紙届ケ

山崎城跡発掘調査

山崎城本丸跡発掘調査は、今回で二回目であるが、前回同様、石垣の修復工事に伴う調査である。

今回の調査は、山崎小学校のプールの南側を中心に行っており、石垣の上に、南北方向のトレンチ二本、東西方向のトレンチ一本、石垣と上溝の間に、南北方向のトレンチ二本を開けたのである。

石垣と上溝の間に開けたトレンチは、当時の堀の確認が目的であったが、今回の調査においては、その肩部等、確認することができなかった。

しかし、この二本のトレンチ掘削中に、石垣から上溝に及ぶ流工を除去した結果、地山に切り込む階段と、これに伴うU字型の側溝、そして、これらの上に盛土をして築いた石段と、角石を積み上げた石垣が発見されたのである。

また、石垣の上に開けた西側のトレンチでは、この地に切り込む階段への降り口も発見されたのである。これら二つの階段の時期は、前者が、山崎城創建当時か、それに近い時期で、後者は、本多氏入封後のものと考えられる。

この他、本多氏の時代のものと考えられる南北方向のU字溝や、雨水の貯水用ではないかと考えられる井戸状遺構、柱穴等が発見されたのである。

漢方薬と食事指導

有限会社

ドラッグストア
ひがしや

山崎町中央通り・☎②0109

鮮魚・料理仕出し

中村鮮魚店

山崎町中央通商店街
電話 ② 2468 (代)

カット&パーマ

婚礼着付

水川美容院

山崎町役場前・☎②0590

由緒 姫路
藩主池田輝政
の第四子池田
輝澄が、元和
元年に宍粟郡
三万八千石の
山崎藩主とな
り、山崎はそ

◎ 史跡 山崎藩城下 町筋の遺構

去る六月、山崎町山田町の西兵庫信用金庫本店北側に左の様な史跡の標識が建ちました。これは同金庫の寄附によるものであります。皆さんとともに厚くお礼申し上げます。

史跡部だより

出土遺物については、今のところ、棧瓦片が数点あるにすぎない。
今後、工事が開始されるまで、詳細な調査が続けられる予定である。

れまでの市場町から城下町へと変る。後、輝澄は佐用郡を加賜され、播磨では姫路・明石に次ぐ六万八千石の名となった。

輝澄は徳川家康の外孫で、本丸を中心に、鹿沢に堅固な城郭を構えた。また城下町防衛のためには、このさつき通りのような鍵型と、T字型の町筋を併せて迷跡とし、万一の外敵侵入に備えた。平時に於ても、清水口・鳴の口・門前口等すべての出入口に木戸を設けて防備を厳重にした。

今年去る五月に、前号掲載のように四ヶ所に史跡標識を建てましたが、今回のを加え五ヶ所になりました。これはさきの関西電力会社や、今回の西兵庫信用金庫のご厚意によるものであります。それによって、昭和五十年からはじめました史跡の標識は二十ヶ所となりました。
なお来年度は、次の三ヶ所の予定になりました。

1. 篠の丸城跡
2. 桜の馬場跡
3. 山崎藩 御倉屋敷跡

以上

総会のお知らせ

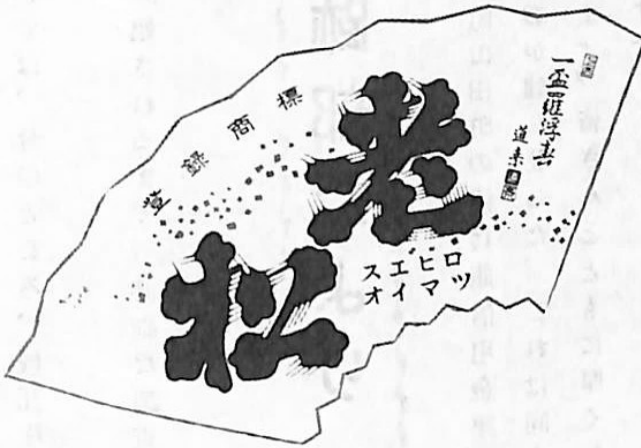
昭和五十六年度の山崎郷土研究会の総会を左記のとおり開催いたしますので多数ご来場くださいますようお願いいたします。

記

とき 昭和五十六年一月二十五日（日）

午後一時三十分より

ところ 本多記念館（山崎中学校北）



山陽興産株式会社

山崎事務所

山崎町鹿沢33番地
☎②0466・②0883・②5889